

災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、鶴岡市が行う応急危険度判定に関する取組みに協力するよう要請するものとする。

（判定士の参集）

第4条 甲の管内に居住する会員判定士は、居住地で震度5弱以上の地震が発生した場合、甲があらかじめ指定する防災拠点施設（別紙）に集合するものとする。

2 乙は、指定防災拠点施設に担当の会員判定士（以下「担当判定士」という。）を選定し、名簿を作成したうえ、甲に報告をするものとする。

（判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、管内に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定活動への参加を要請するものとする。

（防災拠点施設の応急危険度判定）

第6条 前4条の規定により参集した判定士は、応急危険度判定を実施するものとする。

2 担当判定士は、応急危険度判定をおこなった場合、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士を相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先を把握し、応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙及び甲の区域を管轄する総合支庁へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、判定士が応急危険度判定の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部事務局とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年4月27日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 4月28日

甲 所在地 鶴岡市馬場町9番25号
名 称 鶴岡市

代表者職氏名 鶴岡市長

乙 所在地 鶴岡市桜新町8番33号
名 称 一般社団法人 山形県建築士会鶴岡田川支部

代表者職氏名 支部長